

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年12月5日（令和元年（行情）諮問第409号）

答申日：令和2年3月30日（令和元年度（行情）答申第657号）

事件名：「発達障害（者），学習障害（者），自閉症（者）の定義，判断基準，手続きがわかる文書（特定団体代表が研究調査で使用しているもの）」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「障害児・発達障害者支援室が保有する文書のうち，発達障害（者），学習障害（者），自閉症（者）の定義，判断基準，手続きがわかる文書（特定団体代表が研究調査で使用しているもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，令和元年8月23日付け厚生労働省発障0823第26号により，厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）につき，取消しを求める。

2 審査請求の理由

開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下「請求者」という。）は，令和元年6月26日付けで，処分庁に対して，法の規定に基づき，「障害児・発達障害者支援室で保有している文書のうち，発達障害（者），学習障害（者），自閉症（者）の定義，判断基準，手続きがわかる文書（特定団体代表が研究調査で使用しているもの）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して，処分庁が令和元年8月23日付け厚生労働省発障0823第26号により不開示決定を行ったところ，請求者は，これを不服とし，同月28日付け（同月29日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件審査請求に係る開示請求は「障害児・発達障害者支援室で保有している文書のうち、発達障害（者）、学習障害（者）、自閉症（者）の定義、判断基準、手続きがわかる文書（特定団体代表が研究調査で使用しているもの）」の開示を求めるものである。

発達障害（者）、学習障害（者）、自閉症（者）の定義、判断基準、手続きがわかる文書（特定団体代表が研究調査で使用しているもの）について、作成又は取得したことはないため、厚生労働省では保持はしていない。以上の点から、不開示とした原処分は、妥当であるとする。また、本件審査請求に当たり、他に開示対象文書がないか探索したが、他に該当するものは確認されなかった。

(2) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を管理している。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年12月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和2年3月16日 審議
- ④ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、開示請求に係る行政文書を管理しているとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、諮問庁は上記第3の3(1)のとおり説明するところ、当審査会事務局職員をして更に確認させたところによると、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、「障害児・発達障害者支援室が保有する文書のうち、発達障害（者）、学習障害（者）、自閉症（者）の定義、判断基準、手続きがわかる文書（特定団体代表が研究調査で使用しているもの）」の開示を求めるものである。なお、請求する行政文書の名称中の「特定団体」とは、同名の特定非営利活動法人のことを指すと解した。

イ 障害児・発達障害者支援室では、特定団体及び同団体代表が関与した調査研究に関する文書を保有し、厚生労働省ウェブサイトにおいて公表しているが、これらの文書に上記の定義、判断基準、手続等は記載されていない。また、同団体代表（又は同団体）が上記の定義、判断基準、手続に関する文書を作成していたとしても同省に対して報告義務はないことから、同省において本件対象文書は作成も取得もしておらず、保有していない。

(2) 諮問庁から、上記(1)イの調査研究に関する文書のリストの提示を受け、当審査会事務局職員をして厚生労働省ウェブサイトを確認させたところ、当該各文書に上記の定義、判断基準、手続等は記載されていないと認められる。また、その外の諮問庁の上記(1)イの説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

(3) したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司